

# 伊奈町商工会創立50周年記念

## 2022 楽しいな～商工フェスティバル～

— 同時開催：彩の国いきいきフェスティバル —

### 開催要領

#### 1 主催

商工フェスティバル実行委員会

#### 後援

伊奈町、伊奈町教育委員会、（一社）伊奈町観光協会、  
（公財）いきいき埼玉、（公社）上尾法人会伊奈支部、  
伊奈備前守忠次友の会

#### 2 お問い合わせ先

伊奈町商工会（担当：坂本）

〒362-0809 埼玉県北足立郡伊奈町中央4-401

TEL：048-722-3751

FAX：048-721-3366

#### 3 会場

県民活動総合センター（埼玉県北足立郡伊奈町内宿台6-26）

#### 4 開催日時

令和4年10月23日（日）10：00～15：00（雨天決行）

※新型コロナウイルス感染症の蔓延状況によって中止する場合があります。

#### 5 内容

町内の商工業者の出店により、特産品等の商品の展示、即売や飲食・各種相談コーナーおよび雇用促進の場等を設置し、商品・サービスの認知度の向上を図る。また、老若男女が楽しめる様々なイベント（ステージ出演、大道芸、演奏等）を開催する。

#### 6 出店資格

対象者は、次のいずれかにあてはまるものとする。

（1）伊奈町商工会会員。

（2）その他、商工フェスティバル実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、特に認めたもの。

#### 7 申込期限、手続

2022 楽しいな～商工フェスティバル～(以下「商工フェスティバル」という。)に出店を希望する者は、6月20日(月)までに、実行委員会事務局(商工会)へ、所定の申込書を提出するものとする。

審査の結果、出展・出店の可否を決定する。

## 8 出店規格

### (1) 基礎小間サイズ

商工ブース : 2.5m×3.5m

グルメブース : 2.7m×3.6m

### (2) 基礎小間設備

商工業ブース : テーブル2台、企業名表示板1枚

グルメブース : テーブル2台、電源1口(500W)、企業名表示板1枚

※グルメブースについては屋外での出店とする

※出店の配置については設備等の都合上主催者にて決定する

### (3) その他

駐車場を利用する団体には1店舗1台まで確保する。

## 9 展示物及び販売品の搬入等について

自己の小間内に展示・販売等する物については、原則として出展・出店者の自由ですが、次に掲げるような展示・販売はできない。

### (1) 出展の禁止

ア 爆発、引火、倒壊等のおそれがあるもの。

イ 公序良俗をみだすおそれがあるもの。

ウ その他、実行委員会が禁止したもの。

### (2) 搬入、搬出及び展示・販売等の準備期間

ア 搬入・展示装飾

10月23日(日) 午前7時30分から午前9時00分

イ 搬出

10月23日(日) 午後3時30分から午後5時00分

## 10 展示方法等について

### (1) 展示及び販売用備品の貸出し(有料)

出店者が、出店ブース内で展示及び販売する場合において、机、イス、ガスボンベ、ガスコンロ等は、実行委員会に事前に申込みすることにより有料で貸出します。

### (2) 採用相談の場を設ける場合

ブース内に収まるように設置し、相談の内容については国の基準を順守すること。

## 1.1 出店ブースの装飾について

- ア 各出店団体がブース周辺で、のぼり・看板などにより装飾することは可とする。
- イ 他の出店ブースや通行の妨げになるような過大な装飾は不可とする。
- ウ 会場の構造物、樹木などに宣伝広告を掲出することは禁止とする。
- エ 主催者で用意する備品以外に、各自で備品等を持ち込むことは可能であるが、出店ブースの枠内に収まる範囲とする。
- オ 出店者は、出店スペースの運営のためスタッフ等常駐職員を配置すること。

## 1.2 出店料

出店者は、次のとおり1小間あたりの金額を、実行委員会へ納付するものとする。出店料は、原則として返金できません。(中止の場合を除く)

出店ブース	小間(区画)の大きさ	1小間あたりの金額
商工業ブース	(2.5m×3.5m)	3,000円
グルメブース	(2.7m×3.6m)	5,000円

## 1.3 主催者負担

基礎小間設備、電気、警備関係費等の会場共通経費。

## 1.4 本イベントの進め方

### (1) 全体のスケジュール

10月23日	7:30	各出店団体搬入・準備開始
	8:30	出店者ミーティング
	9:00	搬入終了
	10:00	イベント開始
	15:00	イベント終了
	イベント終了後	会場内ゴミ拾い(各出店団体1名以上参加)
	15:30	搬出開始

### (2) 出店者ミーティング

- ・各出店団体1名以上、参加すること。
- ・集合は8:30に本部前とする。

## 1.5 その他

### (1) 衛生上の注意について

- ア 手は十分に消毒するなど衛生面には細心の注意を払うこと。
- イ 調理に直接従事する者は、検便を実施し陰性であることを確認すること。

### (2) イベントの保険について

- ア イベントに関する第三者に対しての賠償保険並びに見舞金に関する保険は主催者にて加入する。
  - イ 出店物等については、主催者では一切の責任を負わないので、保険等により各出店団体で責任を持って対処すること。
- (3) ゴミ処理について
- ア 自ブース内のごみ・廃棄物等は、各出店団体にて持ち帰ること。
  - イ 来場者等から搬出されるゴミ類については、主催者にて処理する。
- (4) 出店物の保護
- 出店団体は、自己の責任と費用において、出店ブース内への搬入出と出店物の管理をすること。
- (5) 売上金などの管理
- 金銭管理及び両替に関しては、各出店団体で責任を持つこと。
- (6) 禁止事項
- ブース枠からはみ出して備品や道具などを置くことを禁止する。
- その他他店舗、来場者等に対する迷惑行為及びモラルに欠ける行為は禁止事項とし、場合によっては出店禁止になる場合もあるので留意すること。
- (7) 開催の変更・中止
- 主催者は天災地変、不可抗力、新型コロナウイルス感染症の蔓延等、主催者の責めに帰しえない原因により、日時を変更、または開催を中止することがある。主催者はこれによって生じた出店団体、その他の損害については責任を負わない。
- (8) 開催要領等の変更
- ア 主催者は、やむを得ない事情があるとき、この要領及び運営内容等を変更することがある。
  - イ 出店団体及び関係者は、変更後の要領及び運営内容等を遵守しなければならない。
- (9) 火器の取扱いについて
- 火器の取扱いには十分注意し、火器・発電機等を使用する場合は、消火器(家庭用以外)の準備をすること。
- (10) 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底について
- ア 社会的距離の確保
  - イ 発熱等の症状があるスタッフの入場禁止
  - ウ 手洗いや手指、手の触れる場所の消毒の徹底
  - エ マスクの着用
  - オ 主催者が用意するアルコールハンドスプレーの設置および使用喚起
- (11) 小ホール内での声出しについて
- 埼玉県より特措法第24条第9項に基づく要請により、小ホール内では大声を出す事を禁止することを条件に定員までの利用が許可されている。ス

タッフにより大声を指摘された場合にはすみやかに退出すること。